

為替取引分析業に関する報告書 第 期 $\left(\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$

金融庁長官 殿
財務大臣 殿

商号又は名称
代表者の氏名

資金決済に関する法律第63条の34の規定により為替取引分析業に関する状況を次のとおり報告します。

目次

1. 業務の状況の概要
2. 営業所又は事務所の名称及び所在地並びに為替取引分析業等を行う時間及び休日
3. 営業所又は事務所の増減
4. 取締役等及び職員の増減
5. その行う為替取引に関し、当該為替取引分析業者に為替取引分析業務を委託する金融機関等の氏名又は商号若しくは名称
6. 主要株主及び子会社に関する事項（当該為替取引分析業者が株式会社である場合に記載）
7. 主要社員及び子法人に関する事項（当該為替取引分析業者が一般社団法人である場合に記載）
8. 情報の取得方法及び適切な管理に関する状況
9. 業務の継続的遂行の確保に関する状況
10. 為替取引分析業等以外の業務に関する状況
11. 為替取引分析業等において行う分析の実効性に関する状況
12. 為替取引分析業等の苦情の処理に関する状況
13. 為替取引分析業等の委託に関する状況
14. 為替取引分析業等の収支に関する状況
15. その他特記事項

（記載上の注意）

法第63条の24第1項の許可申請書又は法第63条の33第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1. 業務の状況の概要

--

(記載上の注意)

当期における為替取引分析業等の状況の推移を簡潔に記載すること。

2. 営業所又は事務所の名称及び所在地並びに為替取引分析業等を行う時間及び休日

名称	設置・廃止 年月日	所在地	為替取引分析業等 を行う時間及び休日
		(郵便番号 -) 電話番号 () -	
		(郵便番号 -) 電話番号 () -	
		(郵便番号 -) 電話番号 () -	
		(郵便番号 -) 電話番号 () -	
		(郵便番号 -) 電話番号 () -	

(記載上の注意)

1. 為替取引分析業等の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 当期中に廃止した営業所又は事務所についても記載すること。
3. 「為替取引分析業等を行う時間」は、当該営業所又は事務所において従業者（為替取引分析業等に従事する者に限る。以下同じ。）が通常勤務することとされている時間を記載すること。
「休日」は、当該営業所又は事務所において従業者が通常勤務することとされている日以外の日を記載すること。
4. 「為替取引分析業等を行う時間」又は「休日」が為替取引分析業と為替取引分析関連業務とで異なる場合にあつては、それぞれ区分して記載すること。
5. 記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

3. 営業所又は事務所の増減

前期末の数	当期末の数	増減数 (△)

4. 取締役等及び職員の増減

区分		前期末の人数	当期末の人数	増減数 (△)
取締役等	取締役又は理事	人 うち非常勤 (人)	人 うち非常勤 (人)	人
	会計参与	人	人	人
	監査役又は監事	人 うち非常勤 (人)	人 うち非常勤 (人)	人
	執行役	人	人	人
	計	人	人	人
職員	事務系	人	人	人
	庶務系	人	人	人
	技術系	人	人	人
	計	人	人	人
合計		人	人	人

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は、取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数は、欄外に次の例により記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 会計参与が法人である場合にあっては、員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。
- 「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載し、「技術系」欄は、機械、化学、電気・電子・通信等各種の科学技術に係る業務に従事する職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については、欄外に次の例により記載すること。

当期末における出向職員数 人

5. その行う為替取引に関し、当該為替取引分析業者に為替取引分析業務を委託する金融機関等の氏名又は商号若しくは名称

氏名又は商号若しくは名称

(記載上の注意)

1. 「商号」又は「名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
2. 記載しきれないときは、行を追加して記載すること。
3. 法第63条の24第1項の許可申請書又は法第63条の33第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

6. 主要株主及び子会社に関する事項（当該為替取引分析業者が株式会社である場合に記載）

氏名 又は商号 若しくは名称	住所 又は所在地	資本金、 出資 又は基金 の額	主要な 事業の 内容	議決権の保有割合 又は被保有割合		関係の有無 及び内容
				保有割合 (%)	被保有割合 (%)	

（記載上の注意）

1. 「主要株主」とは、総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の100分の10以上の議決権を保有している株主をいう。
2. 「子会社」とは、会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。
3. 「住所又は所在地」は、国内に住所を有する個人及び国内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあつては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を市町村名まで記載し、外国に住所を有する個人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあつては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を都市名まで記載すること。
4. 「資本金、出資又は基金の額」の単位は、資本金、出資又は基金の額が10億円以上の場合にあつては億円、1億円以上10億円未満の場合にあつては千万円、千万円以上1億円未満の場合にあつては百万円、百万円以上千万円未満の場合にあつては十万円とすることができる。
5. 「主要な事業の内容」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
6. 「保有割合（%）」は、当該主要株主の保有している当該為替取引分析業者の議決権が当該為替取引分析業者の総株主の議決権に占める割合を、「被保有割合（%）」は、当該為替取引分析業者の保有している当該子会社の議決権の数の当該子会社の議決権の総数に対する割合を、それぞれ百分率（小数点以下2位未満を切り捨てるものとする。）で記載すること。
7. 「関係の有無及び内容」は、役職員の兼任、資金援助、業務上の取引状況等について記載すること。
8. 記載しきれないときは、行を追加して記載すること。
9. 法第63条の24第1項の許可申請書又は法第63条の33第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

7. 主要社員及び子法人に関する事項（当該為替取引分析業者が一般社団法人である場合に記載）

氏名 又は商号 若しくは名称	住所 又は所在地	資本金、 出資 又は基金 の額	主要な 事業の 内容	議決権の保有割合 又は被保有割合		関係の有無 及び内容
				保有割合 (%)	被保有割合 (%)	

（記載上の注意）

1. 「主要社員」とは、総社員の議決権の100分の10以上の議決権を保有している社員をいう。
2. 「子法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第4号に規定する子法人をいう。
3. 「住所又は所在地」は、国内に住所を有する個人及び国内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあつては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を市町村名まで記載し、外国に住所を有する個人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあつては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を都市名まで記載すること。
4. 「資本金、出資又は基金の額」の単位は、資本金、出資又は基金の額が10億円以上の場合にあつては億円、1億円以上10億円未満の場合にあつては千万円、千万円以上1億円未満の場合にあつては百万円、百万円以上千万円未満の場合にあつては十万円とすることができる。
5. 「主要な事業の内容」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
6. 「保有割合（%）」は、当該主要社員の保有している当該為替取引分析業者の議決権が当該為替取引分析業者の総社員の議決権に占める割合を、「被保有割合（%）」は、当該為替取引分析業者の保有している当該子法人の議決権の数の当該子法人の議決権の総数に対する割合を、それぞれ百分率（小数点以下2位未満を切り捨てるものとする。）で記載すること。
7. 「関係の有無及び内容」は、役職員の兼任、資金援助、業務上の取引状況等について記載すること。
8. 記載しきれないときは、行を追加して記載すること。
9. 法第63条の24第1項の許可申請書又は法第63条の33第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

8. 情報の取得方法及び適切な管理に関する状況

--

(記載上の注意)

法第63条の29第2項第3号に掲げる事項及び第12条第9号ハに掲げる事項として業務方法書に定めた事項について、当期における状況の推移を簡潔に記載すること。

9. 業務の継続的遂行の確保に関する状況

--

(記載上の注意)

法第63条の29第2項第4号に掲げる事項及び第12条第9号ニに掲げる事項として業務方法書に定めた事項について、当期における状況の推移を簡潔に記載すること。

10. 為替取引分析業等以外の業務に関する状況

事業の内容	概要

(記載上の注意)

1. 「事業の内容」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
2. 「概要」は、当期における当該業務の状況の推移を簡潔に記載すること。
3. 記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

11. 為替取引分析業等において行う分析の実効性に関する状況

--

(記載上の注意)

第12条第4号に掲げる事項として業務方法書に定めた事項について、当期における状況の推移を簡潔に記載すること。

12. 為替取引分析業等の苦情の処理に関する状況

受付事案内訳					
新受	前期の未済	既決		未済	
		当期の新受分	前期の未済分	当期の新受分	前期の未済分
件	件	件	件	件	件

(記載上の注意)

「新受」は、当期に受け付けた苦情の件数を計上すること。

13. 為替取引分析業等の委託に関する状況

委託先の 氏名 又は商号 若しくは名称	住所 又は所在地	資本金、 出資 又は基金 の額	主要な 事業の 内容	委託 形態	同意 取得日	委託に係る 業務の 具体的内容	関係の有無 及び内容

(記載上の注意)

1. 2以上の段階にわたる委託についても記載すること。
2. 「住所又は所在地」は、国内に住所を有する個人及び国内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあつては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を市町村名まで記載し、外国に住所を有する個人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体にあつては住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を都市名まで記載すること。
3. 「資本金、出資又は基金の額」の単位は、資本金、出資又は基金の額が10億円以上の場合にあつては億円、1億円以上10億円未満の場合にあつては千万円、千万円以上1億円未満の場合にあつては百万円、百万円以上千万円未満の場合にあつては十万円とすることができる。
4. 「主要な事業の内容」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
5. 「委託形態」は、当該為替取引分析業者からの委託の段階に応じて、委託、再委託、再々委託等と記載すること。
6. 「同意取得日」は、当該委託が2以上の段階にわたる委託である場合において、当該為替取引分析業者が当該委託に係る同意を与えた年月日を記載すること。
7. 「関係の有無及び内容」は、役職員の兼任、資金援助、業務上の取引状況等について記載すること。
8. 記載しきれないときは、行を追加して記載すること。
9. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「委託先の氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

14. 為替取引分析業等の収支に関する状況

為替取引分析業等の収支

(単位：千円)

科目	金額		
	前期 (実績)	当期 (実績)	翌期 (予想)
営業収益			
手数料等			
営業費用			
人件費			
不動産関係費			
通信交通費			
調査研究費			
その他			
営業損益			
所要必要資金			
借入調達			
増資調達			
その他			

(記載上の注意)

1. 各項目について、為替取引分析業等に係る収支と為替取引分析業等以外の業務に係る収支とを区分することが困難である場合にあっては、業務の実態に応じて合理的な計算方法により算出した金額を記載し、その計算方法を記載した書面を末尾に添付すること。
2. 本表は、為替取引分析業等の収支の状況を適切に記載していると認められる書面を末尾に添付することをもってこれに代えることができる。
3. 特に記載を要する事項については、科目を追加して記載すること。
4. 「所要必要資金」とは、業務遂行上必要な運転資金、投資活動に必要な資金、金融機関などへの借入金等の返済資金等をいう。

為替取引分析業等の利用に係る料金

(単位：千円)

項目	価格

(記載上の注意)

1. 「項目」は、例えば、加盟料金、基本料金、年会費等と記載すること。
2. 「価格」は、料金の額を記載すること。
3. 本表は、為替取引分析業等の利用に係る料金の状況を適切に記載していると認められる書面を末尾に添付することをもってこれに代えることができる。
4. 記載しきれないときは、行を追加して記載すること。

15. その他特記事項

--